

(お知らせ)

令和7年7月30日
防 衛 省

潜水艦修理契約事案の懲戒処分等について

防衛省における潜水艦修理契約事案について、令和7年7月30日付で懲戒処分等を実施したので、お知らせします。

○ 指揮監督義務違反

【海上幕僚長】 海将 「減給1月1／10」

防衛大臣の指揮監督を受け、海上自衛隊の隊務及び隊員のサービスを監督する立場にありながら、潜水艦修理契約において、調達・補給手続の改善等の努力がなされなかったこと、職務の公正に対する信頼を害する行為があったことなどにより、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を失墜させた。

○ 指揮監督義務違反

訓戒 2名

○ 職務上の注意義務違反

訓戒 73名

注意 17名